

香川県広域水道企業団職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年2月18日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第2号

香川県広域水道企業団職員服務規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員服務規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>第3条 削除</u>	<u>(服務の宣誓)</u> <u>第3条 香川県広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）第2条第1項の規定に基づく服務の宣誓は、辞令交付後辞令交付者の面前で行うものとする。</u>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。